

議案第 3 4 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日 提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例
山陽小野田市手数料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 0 号）の一
部を次のように改正する。

別表第 1 9 中

「

2 0	土地改良区証明手数料	土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）に規定する土地改良区に関する証明	1 件につき 7 0 0 円
2 1	特定用途制限地域特例許可手数料	山陽小野田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 4 年山陽小野田市条例第 4 1 号）第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づく建築の許可	1 件につき 1 8 0, 0 0 0 円
2 2	農地台帳記録事項要約書交付手数料	農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 5 2 条の 3 第 1 項の農地台帳に記録された事項に関する要約書の交付	1 件につき 2 0 0 円
2 3	その他の証明手数料	市において取り扱う一切の証明	1 通につき 2 0 0 円

を
「

」

2 0	土地改良区証明手数料	土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する土地改良区に関する証明	1件につき 700円
2 1	岩石採取計画認可申請 手数料	岩石採取計画の認可	1件につき 55,000 円
		岩石採取計画の変更の認可	1件につき 35,000 円
2 2	砂利採取計画認可申請 手数料	砂利採取計画（河川区域、河川保全区域及び一般海域に係るものを除く。以下次項において同じ。）の認可	1件につき 37,700 円
		砂利採取計画の変更の認可	1件につき 17,000 円
2 3	特定用途制限地域特例 許可手数料	山陽小野田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例（平成24年山陽小野田市条例第41号）第4条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可	1件につき 180,000円
2 4	農地台帳記録事項要約 書交付手数料	農地法（昭和27年法律第229号）第52条の3第1項の農地台帳に記録された事項に関する要約書の交付	1件につき 200円

25	その他の証明手数料	市において取り扱う一切の証明	1通につき 200円
----	-----------	----------------	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第19（第2条関係） その他の事務				別表第19（第2条関係） その他の事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
20	土地改良区証明手数料	土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する土地改良区に関する証明	1件につき700円	20	土地改良区証明手数料	土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する土地改良区に関する証明	1件につき700円
21	岩石採取計画認可申請手数料	岩石採取計画の認可	1件につき 55,000円				
		岩石採取計画の変更の認可	1件につき 35,000円				
22	砂利採取計画認可申請手数料	砂利採取計画（河川区域、河川保全区域及び一般海域に係るものを除く。以下次項において同じ。）の認可	1件につき 37,700円				
		砂利採取計画の変更の認可	1件につき 17,000円				

<u>23</u>	<u>特定用途 制限地域 特例許可 手数料</u>	<u>山陽小野田市特 定用途制限地域 内における建築 物の制限に関す る条例（平成 24年山陽小野 田市条例第41 号）第4条第1 項ただし書の規 定に基づく建築 の許可</u>	<u>1件につき 180,000円</u>	<u>21</u>	<u>特定用途 制限地域 特例許可 手数料</u>	<u>山陽小野田市特 定用途制限地域 内における建築 物の制限に関す る条例（平成 24年山陽小野 田市条例第41 号）第4条第1 項ただし書の規 定に基づく建築 の許可</u>	<u>1件につき 180,000円</u>
<u>24</u>	<u>農地台帳 記録事項 要約書交 付手数料</u>	<u>農地法（昭和 27年法律第 229号）第 52条の3第1 項の農地台帳に 記録された事項 に関する要約書 の交付</u>	<u>1件につき200円</u>	<u>22</u>	<u>農地台帳 記録事項 要約書交 付手数料</u>	<u>農地法（昭和 27年法律第 229号）第 52条の3第1 項の農地台帳に 記録された事項 に関する要約書 の交付</u>	<u>1件につき200円</u>
<u>25</u>	<u>その他の 証明手数 料</u>	<u>市において取り 扱う一切の証明</u>	<u>1通につき200円</u>	<u>23</u>	<u>その他の 証明手数 料</u>	<u>市において取り 扱う一切の証明</u>	<u>1通につき200円</u>